

「新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業」に関する質問及び回答

質 問	回 答
① 昨年度当事業で採択された旅行商品で、今年度も引き続き販売予定の商品があれば教えてもらいたいです。	確認できる商品の URL をお知らせいたします。 ●名鉄観光サービス株式会社 名古屋の企業・団体・観光施設が「アイドルマスター ミリオンライブ！」とコラボレーション！！ でらます × アイドルマスター ミリオンライブ！ https://www.mwt.co.jp/kokunai/chubu/special/millionlive/ ●ティーエーシー×名鉄観光サービス ACTI 美 TY NAGOYA https://www.nagoya-info.jp/tour/detail/247/ ACTI 美 TY NAGOYA などの継続している旅行商品の紹介ページに、当財団サイト内に「まとめサイト」として現在掲載しております。
② 「仕様書4.事業内容（１）キ）内容に関しては、ターゲットに合った事業のテーマ（歴史観光、アミューズメント、なごやめし、WellnestyleNAGOYA※(ウェルネススタイルナゴヤ)、インバウンドなど）を定め、事業を実施すること。」と記載があるが、「公募要項6. 選定（４）選定基準⑧その他 ア」より、どのテーマにも必ず WellnestyleNAGOYA に該当する要素を含めないと５点はいただけないのか。	どのテーマにも必ず「Wellnestyle NAGOYA」に該当する要素を含める必要はありません。 なお「公募要領6. 選定（４）選定基準⑧その他 ア:提案内容が Wellnestyle NAGOYA に該当するもの イ:バス・地下鉄一日乗車券、地下鉄全線24時間券などの名古屋市交通局の乗車券及びメーグル1DAY チケットの利用を含むもの ウ:中部国際空港を利用するもの」と記載されており、提案内容にア又はイ又はウのいずれかの要素が入っていた場合は、最高で各5点の加点がされます。
③ 新たな観光コンテンツとは、昨年度弊社や他社が提案したコンテンツの更なる磨き上げのような内容でも良いのか。全く違うカテゴリーである必要があるか。	「仕様書4. 事業内容（１）エ）既存の取組も対象とするが、既存の取組を活用しながら、異業種連携をさらに拡充し、効果がより広く波及する取組とする。」と記載されており、昨年度提案されたコンテンツそのものでは提案できません。異業種連携などをして新たなコンテンツとして磨きあげたり拡充したりしたものをご提案して下さい。

④ 実施主体者は旅行会社でないと申請できないのでしょうか。 「仕様書 4. 事業内容(1) 新たな観光コンテンツを盛り込んだ旅行商品等の開発・造成、販売」 仕様書 4. 事業内容 (1) ク 旅行商品造成に関する取組に関しては、全行程の半分以上を名古屋で滞在し、1泊以上、名古屋市内に宿泊することとする。」という記載がありますが、1泊以上を名古屋市内とする旅行商品の造成や販売をするということは旅行業登録をしている事業者のみが実施主体者になりえるということでしょうか。	必ずしも実施主体者が旅行業をお持ちの事業者様である必要はありません。 ただし、実施主体者又は連携事業者のいずれかに第1種旅行業又は第2種旅行業の登録をお持ちの事業者様が参加していただく必要があります。今回ご提案いただく旅行商品は、広く一般への募集型の企画旅行であることが必要です。
⑤ 当社は愛知県江南市にある旅行会社になりますが、名古屋市に支店等はありません。実施主体になることはできるのでしょうか。	「公募要領 3. 公募要件(実施主体及び実施体制) (3)実施主体者は名古屋市内において本店・支店、事業所等を有する民間企業、商店街、NPO、任意団体(観光振興に取り組む団体、協議会を含む。)であるが、連携先(2者以上)はその限りではない。」と記載しております。 よって、連携先に名古屋市内に拠点のある事業者様が実施主体者として申請していただくのであれば、本事業に連携者として参加することができます。
⑥ 「仕様書 4. 事業内容「(1)オ) 開発・造成する事業は、一般に広く開かれたものとする。」という記載がありますが、一般公募型の募集企画でなくてはならないという意味でしょうか。当社は第3種旅行業登録ですので、一般に広く募集型企画旅行を行うことができません。申請することはできますでしょうか。	「仕様書 4. 事業内容「(1)オ) 開発・造成する事業は、一般に広く開かれたものとする。」という記載があるとおり、一般に広く募集する企画旅行を造成していただくことになります。よって第2種旅行業登録、又は第1種旅行業登録を取得していただいていることが必要になります。 募集要項上には上記のような規定は記載しておりません。しかしながら作成された旅行商品を販売する必要がある以上、第2種旅行業登録、又は第1種旅行業登録の取得が必要になります。

⑦ 実施主体事業者と連携事業者は名古屋観光コンベンションビューローの賛助会員でなくては申請できないのでしょうか。	申請時において実施主体事業者と連携事業者は名古屋観光コンベンションビューローの賛助会員であることは条件になっておりません。
⑧ 提案した旅行商品は広く一般への募集型の企画旅行でなくてはならないですか。特定の企業の方向けの注文型旅行商品ではダメでしょうか。	この度ご提案いただく旅行商品は、広く一般への募集型の企画旅行でなくてはなりません。